

---

# 新発田市議会基本条例の制定について

---

## 名 称

新発田市議会基本条例（平成21年条例第1号）

## 制定・施行

制定：平成21年 2月27日（全会一致、同日公布）

施行：平成21年 4月 1日

## 新発田市議会基本条例の位置づけ

市民参加を推進する活力ある議会の実現を目指した条例

議員と議会の活動規範

新発田市議会の最高規範

## 新発田市議会を取り巻く情勢

地方分権一括法の施行（2000年4月）

豊浦町との合併（2003年7月）

紫雲寺町・加治川村との合併（2005年5月）

北海道栗山町議会基本条例の施行（2006年5月）

北海道夕張市が財政再建団体に認定（2007年4月）

市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例の施行（2007年4月）

## 議会基本条例制定の必要性と意義

地方分権型社会への転換を図る大きな流れの中で、地方分権一括法の施行などにより国と地方のあり方が整理されてきました。国から地方への権限移譲が推進されたことで、今、自治決定・自己責任による自治体運営が求められています。

当市では市長提案により「市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例（平成19年4月施行）」が制定され、市民が市長の意思決定に参画する新たな政策形成方法が構築されました。

一方、北海道夕張市が財政再建団体になるような事態に陥ったのは、議会が形骸化し機能していなかったことも要因の一つであるとされ、市議会の存在意義が問われているところでもあります。

市民の声を代弁し、行政を監視するとともに、政策の立案を市長と競うことで、より良い市政に導く役割・機能は、本来合議制の議決機関である議会が果たさなければならないものです。

議会が果たすべき役割・機能を強化するためにも、議会のあり方を明確に

したうえで議会の活性化を図らなければならないという議員全員の意思が一致しました。

私たち新発田市議会は、二元代表制の一翼であることを自覚し、市民の声を誠実に受け止め、市民が期待する議会へと確実に歩みを進めていくことを、この新発田市議会基本条例において表明するものです。

## **議会基本条例の主な特徴**

### **【市民との関係】**

- 情報公開、協働の推進
- 説明責任の履行
- 本会議・委員会等の原則公開
- 請願・陳情における提出者の意見聴取の機会設定
- 議会報告会等の開催努力

### **【市長等の関係】**

- 本会議での一問一答方式原則化
- 本会議・委員会での反問許可
- 政策等の形成過程の説明請求

### **【議会・議員の責務】**

- 公平性、透明性、信頼性の確保
- 市民参加の推進
- 議員相互の自由討議
- 議員の政策提案努力
- 情報公開と十分な説明の徹底
- 議員定数・議員報酬の議員提案による改正と改正理由の付記義務